

## 第8回検討委員会議事録

と き 令和4年6月28日(火) 17:00~18:30

ところ 富良野文化会館 第一会議室

出席者 篠田委員・藤田委員・太田委員・中村委員・桑原委員・吉田委員・岡本委員

### 委員長・副委員長の交代

委員長を務めていただいていた関淳教授は、大学での業務増大により、月に数回の富良野往復に割く時間がとれなくなってきたため、辞任したいとの申し出があった。委員一同の慰留の意を伝えたが、意思が固かったため慰留は困難と判断し、新委員長・副委員長の選任を行った。

委員長 篠田 信子 氏

副委員長 藤田 嗣人 氏

### 議事進行について

- ・残りの日程を考慮し、今後は各回で4~5つ程度の条文について文言整理・検討を行うこととした。
- ・各委員から提出された修正案の意図の説明を受けたあと、内容の検討を行った

### 前文の内容検討

#### 【内容に対する主な意見】

- ・座談会で出された意見を参考に「幸福」を「幸せ」と表記した。
- ・「農村文化」が条文とマッチしていないため「自らの手と頭をつかって何かを生み出す文化」と表現を変えた。
- ・演劇工場などの具体名を出さず抽象的にした
- ・対話、つながり、コミュニケーションを抽象的に表現を盛り込みたい
- ・北の国からは我々の原点、そこで蒔かれた文化の種を大切にしたいとの思いを込めた
- ・子どもたちの成長になくはならないもの・世界をつなげるものが文化芸術との思いを込めた
- ・文化芸術がまちの活力になるという認識
- ・文章は言葉遣いも含め流れがあるので、単純に各委員が考えた前文を組み合わせると良いものではない気がする。
- ・前文にはインパクトも必要、やわらかさがもう少しあるといい
- ・タイトル(幸せを創造する富良野市文化基本条例)が好き。柔らかさが出ている
- ・前文は藤田さんの案をベースに各自の想いを加味しながらブラッシュアップしてはどうか
- ・そのあとの条文に目を通してみようと思わせる、富良野市民が人にこういう条例があると説明できる文章が欲しい。市民に覚えてもらえる文章が必要
- ・条文の表現を柔らかくすると伝わらなくなるのではないか。あくまでも条例は条例として作成し、制定後に概要版等を用意できると良い。
- ・デジタルアート等新しい文化が出てきている。そういう新しい可能性をつぶさないためにも前文に余白みたいな部分もあるといい。
- ・平和という言葉について、前文に記載があるがアンケートや座談会で後ろの条例には記載がないとの指摘があったが、条文には入れにくい概念であるからこそ、前文に盛り込んだ。

#### 【前文を含めた条例作成に対する主な意見】

- ・条例構成のルールや表記上の決まり等、最後の整理がどのようになっていくか不安
- ・座談会のアンケートでも読みやすい、わかりやすいという意見が多かったが、最上位の公文書である条例がそれでいいのか引っかかっている。
- ・大枠は座談会に提出した、たたき台で良いのではないか、これからは条文の順番などを検討してはどうか。例えば前文に演劇文化を謳っているが、条文としては後ろのほうなので前に持ってくる等、何を富良野の文化の特徴として強調していくか議論することが建設的な作業だと感じる。
- ・「みんな違って、みんないい」などの一文を使っても良いのか等の点検も必要なる。

- ・座談会でも多くの方が言っていたが、条例が出来た後には、条文に込めた思いなどを説明できる資料があると良い。

前文の表現や構成などについて意見が出された結果、藤田委員の文をベースにすることとし、各委員からいただいた要素を藤田委員に一つの文章にまとめていただくこととした。  
また、条文の検討が終わった段階で、文言・構成等について市の総務係に査読をしてもらうこととした。

## 第1条（目的）についての検討

以下、1条～3条について藤田委員の修正案をもとに議論を進めた。

### 【主な意見】

- ・「市民の権利及び相互に理解・尊重し」の部分は当たり前なので省略した。
- ・文化芸術の「振興」という表現は、条例の名称によって振興なのか推進なのか、それ以外の言葉なのかを検討する。
- ・修正案では「市民の創造性及び豊かな感性を育む」という言葉が省略されているが、文化の意義を表す良い言葉なので残してはどうか？
- ・子どものことを強調してほしいという意見が座談会であったが、「市民の創造性及び豊かな感性を育む」ということは、子ども感性を育てる・創造性を育むことにもつながるので残したほうが良い。

### 【整理した結果】

第1条 この条例は、富良野市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の文化的権利及び市民としての役割、そして市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第2条（定義）について

### 【主な意見】

- ・小見出し風に体裁を変更した
- ・文化芸術基本法（平成13年法律第148号）という表現について、平成29年に改正されているがこの書き方で良いのか？～総務に確認することとした
- ・これからの課題として、外国人をどのように含めるかが問題となるが、「市内において文化芸術活動を行う者」に含めることができる。

### 【事業者の定義について】

- ・定義として事業者は必要なのか
- ・文化芸術に事業者というのがピンとこない。「市民」という定義でカバーできれば記載なくてもいいのではないか
- ・省略してもいいかもしれない。
- ・富良野の文化事業の特色でもある、メセナ事業に関係してくるかもしれない。また、大ホールに対するネーミングライツの関連もある。

### 【文化芸術の定義について】

- ・文化芸術の定義については、詳しく書いたほうが良いという意見が座談会であったが、範囲が広すぎるから法に委ねるという意図なのか
- ・個別に記載していくと何が抜けている、入っていないという議論になりがちのため、法で示す範囲で包括するという狙い

### 【整理した結果】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）文化芸術

文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）が対象とするもののほか、

- 市民が主体的に行う創造的な行動をいう。
- (2) 文化芸術活動  
文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承する活動をいう。
  - (3) 市民  
市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
  - (4) 文化芸術団体  
市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
  - (5) 事業者  
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。
  - (6) 文化資産  
文化財、伝統文化、自然景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。

### 第3条（基本理念）について

#### 【主な意見】

- ・第4項に文化的資源とあるが、文化資産という定義を設けたため、文化資産という言葉に変更した。
- ・2項に「多様な価値観を持つ」という文言を入れることで、後ろの文言を生かしコミュニケーションの重要性を強調できないか
- ・「多様な価値観を持つ」を入れることで、その後ろの枠を超えてにつながるのではないか
- ・枠を超えては、第1項の「性別、国籍、民族、年齢、障害の有無、経済状況等にかかわらず」につながると思っていた。
- ・1項は市民について、2項は観光客を含め市を訪れる人を含めて表現している。
- ・「多様な価値観を持つ」が入るとインパクトがあるし、現代社会にとって必要なワードだと思う。
- ・書き出しについて、すべての項に「文化芸術の振興にあたっては」と入れるのではなく、第3条の最初に「文化芸術の振興にあたっては、以下の基本理念を尊重しなければならない」とし、以下各項の書き出しは省略させてすっきりさせてはどうか。

#### 【整理した結果】

第3条 文化芸術の振興にあたっては、以下の基本理念を尊重しなければならない。

- (1) 性別、国籍、民族、年齢、障害の有無、経済状況等にかかわらず、あらゆる市民に対して、文化芸術に関与又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する文化的権利が保障されなければならない。
- (2) 市民及び市を訪れる多様な価値観を持つ人々が、枠を超えて相互に理解し、尊重することができる持続可能な地域社会の実現を図らなければならない。
- (3) 障がい者その他の社会的弱者の文化的権利を実現するために、文化的施設の建設・管理・運営並びに事業の実施について特段の配慮をしなければならない。
- (4) 現在ある文化資産、歴史や伝統、人、自然環境に市民が理解を深め誇りと愛着を持てるよう支援しなければならない。
- (5) 地域の文化活動の振興及び創造された新たな文化や価値の発展、保護、保存を図るため必要な施策を講じなければならない。
- (6) 広く市民が多様な文化に触れる機会の充実を図らなければならない。

### 最後に

- ・各自の想いを込めて、条例の名称を考えていただきたい。
- ・子どもに関する条文以外での「そうぞう」は創造に統一する。
- ・傍聴に関して、以前はオンライン傍聴を試行したこともあったが、現在は行っていない。座談会に参加してくれた方も関心を持ってきているかもしれないので、閉ざされたイメージを与えてしまっていないか？

- ・オンライン傍聴は文化会館では設備面からできないこと、コロナ対策という意味があったので、告知の際にはオンライン参加は現在は行っていないが現地での傍聴は可能ですと表記する。また、SNS で発信していただいても問題ない。